

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年10月14日
【四半期会計期間】	第80期第1四半期（自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日）
【会社名】	ダイト株式会社
【英訳名】	Daito Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大津賀 保信
【本店の所在の場所】	富山県富山市八日町326番地
【電話番号】	076（421）5665（代表）
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 管理本部長 埜村 益夫
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市八日町326番地
【電話番号】	076（421）5665（代表）
【事務連絡者氏名】	専務執行役員 管理本部長 埜村 益夫
【縦覧に供する場所】	ダイト株式会社東京支店 （東京都千代田区内神田三丁目6番2号） ダイト株式会社大阪支店 （大阪府大阪市中央区伏見町三丁目3番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第79期 第1四半期連結 累計期間	第80期 第1四半期連結 累計期間	第79期
会計期間	自令和2年6月1日 至令和2年8月31日	自令和3年6月1日 至令和3年8月31日	自令和2年6月1日 至令和3年5月31日
売上高 (千円)	13,703,504	11,746,666	48,714,993
経常利益 (千円)	1,965,198	2,419,744	6,067,595
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	1,321,407	1,825,087	4,246,459
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,232,530	1,745,241	3,908,520
純資産額 (千円)	39,355,735	43,342,744	41,917,362
総資産額 (千円)	54,564,793	58,729,625	57,739,365
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	98.08	133.09	311.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.5	73.3	72.1

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

3. 第79期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第80期第1四半期連結累計期間及び第79期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい状況で推移しました。ワクチン接種等の感染症対策も進められ、緩やかな景気回復の傾向があるものの、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

医薬品業界におきましては、令和3年6月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、新目標についての検証、保険者の適正化の取組にも資する医療機関等の別の使用割合を含む実施状況の見える化を早期に実施し、バイオシミラーの医療費適正化効果を踏まえた目標設定の検討、新目標との関係を踏まえた後発医薬品調剤体制加算等の見直しの検討、フォーミュラの活用等、更なる使用促進を図る。」と示され、後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保、並びに使用促進を行う方針が示されております。

ジェネリック医薬品の普及が拡大してきた一方、令和3年4月に薬価改定が行われ、今後毎年薬価改定が実施されることが決まっており、医薬品業界の事業環境は厳しいものとなることが予想され、当社としても一層の経営効率化への努力が求められております。

また昨今の医薬品における品質に係る問題により、医薬品業界の置かれる環境は厳しさを増しておりますが、当社では日々の生産における製造管理・品質管理を徹底するとともに、見直すべき点があれば積極的に改善を進め、より一層の製造管理及び品質管理の強化に取り組んでおります。

このような状況のもと、当社グループは生産基盤の充実を図りながら積極的な営業活動を展開いたしました。売上高の販売品目ごとの業績は次のとおりであります。

原薬では、消炎鎮痛剤原薬、食道炎治療剤原薬、疼痛治療剤原薬等のジェネリック医薬品向け原薬の販売増加があり堅調に推移し、売上高は5,427,230千円となりました。

製剤では、自社開発ジェネリック医薬品及び高薬理活性製剤の販売増加、医療用医薬品における新規の新薬や長期収載品の製造受託の販売増加があり堅調に推移し、売上高は6,250,693千円となりました。

健康食品他につきましては、堅調に推移し、売上高は68,743千円となりました。

新型コロナウイルス感染症の流行による当第1四半期連結累計期間への影響は軽微でありました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高11,746,666千円、営業利益2,360,375千円（前年同期比21.2%増）、経常利益2,419,744千円（前年同期比23.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益1,825,087千円（前年同期比38.1%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、令和4年5月期第1四半期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。売上高は対前年同四半期増減率を記載しておりません。

##### 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末より990,259千円増加し、58,729,625千円となりました。これは主に、電子記録債権の減少255,642千円、商品及び製品の減少296,716千円、有形固定資産の減少140,371千円、投資有価証券の減少140,807千円、その他の投資その他の資産の減少149,623千円などがあった一方で、受取手形及び売掛金の増加1,645,334千円、原材料及び貯蔵品の増加401,343千円などがあったことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末より435,122千円減少し、15,386,881千円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の増加633,199千円があった一方で、未払法人税等の減少406,914千円、その他の流動負債の減少741,624千円などがあったことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末より1,425,382千円増加し、43,342,744千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加1,505,228千円などがあったことによるものであります。

これらの結果、自己資本比率は前連結会計年度より1.2ポイント増加し、73.3%となっております。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、令和4年5月期第1四半期に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

- ( 2 ) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定  
前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。
- ( 3 ) 経営方針・経営戦略等  
当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。
- ( 4 ) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題  
当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。
- ( 5 ) 研究開発活動  
当第 1 四半期連結累計期間の研究開発費の総額は191,907千円であります。  
なお、当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第 1 四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,800,000
計	30,800,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和3年8月31日)	提出日現在発行数(株) (令和3年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,719,064	13,720,064	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	13,719,064	13,720,064	-	-

(注) 1. 令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、令和3年10月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和3年6月1日～ 令和3年8月31日		13,719,064		6,271,234		6,157,425

(注) 令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,578千円増加しております。

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,680,600	136,806	-
単元未満株式	普通株式 32,964	-	-
発行済株式総数	13,719,064	-	-
総株主の議決権	-	136,806	-

【自己株式等】

令和3年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ダイト株式会社	富山県富山市 八日町326番地	5,500	-	5,500	0.04
計	-	5,500	-	5,500	0.04

(注) 当第1四半期会計期間末現在、自己株式を5,523株所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和3年6月1日から令和3年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年6月1日から令和3年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,372,906	3,254,955
受取手形及び売掛金	8,382,038	10,027,372
電子記録債権	4,392,604	4,136,961
商品及び製品	4,249,005	3,952,289
仕掛品	5,056,354	5,105,375
原材料及び貯蔵品	6,446,294	6,847,638
その他	550,711	553,577
貸倒引当金	20,010	17,909
流動資産合計	32,429,904	33,860,260
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,970,814	10,884,184
機械装置及び運搬具(純額)	5,734,231	5,426,898
その他(純額)	4,666,986	4,920,577
有形固定資産合計	21,372,031	21,231,660
無形固定資産		
その他	332,688	323,335
無形固定資産合計	332,688	323,335
投資その他の資産		
投資有価証券	2,801,800	2,660,992
その他	814,958	665,335
貸倒引当金	12,018	11,958
投資その他の資産合計	3,604,741	3,314,369
固定資産合計	25,309,461	24,869,365
資産合計	57,739,365	58,729,625
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,359,585	4,992,784
電子記録債務	3,370,129	3,634,527
1年内返済予定の長期借入金	1,362,317	1,247,300
未払法人税等	1,098,459	691,544
引当金	101,054	323,050
その他	2,567,247	1,825,622
流動負債合計	12,858,792	12,714,829
固定負債		
長期借入金	2,018,865	1,744,046
退職給付に係る負債	764,343	747,201
その他	180,003	180,804
固定負債合計	2,963,211	2,672,052
負債合計	15,822,003	15,386,881

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年8月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	6,271,234	6,271,234
資本剰余金	6,157,425	6,157,425
利益剰余金	28,331,607	29,836,835
自己株式	13,694	13,694
株主資本合計	40,746,572	42,251,800
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	792,918	701,626
為替換算調整勘定	197,157	209,637
退職給付に係る調整累計額	117,688	116,108
その他の包括利益累計額合計	872,387	795,156
非支配株主持分	298,402	295,787
純資産合計	41,917,362	43,342,744
負債純資産合計	57,739,365	58,729,625

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)
売上高	13,703,504	11,746,666
売上原価	10,564,485	8,470,047
売上総利益	3,139,019	3,276,619
返品調整引当金戻入額	422	-
差引売上総利益	3,139,441	3,276,619
販売費及び一般管理費	1,192,104	916,243
営業利益	1,947,337	2,360,375
営業外収益		
受取利息	303	55
受取配当金	29,869	34,450
受取保険金	-	29,109
その他	7,498	9,601
営業外収益合計	37,672	73,217
営業外費用		
支払利息	1,976	2,336
為替差損	9,556	4,124
支払手数料	3,952	5,695
その他	4,325	1,691
営業外費用合計	19,811	13,847
経常利益	1,965,198	2,419,744
特別利益		
投資有価証券売却益	-	246,610
特別利益合計	-	246,610
特別損失		
固定資産除却損	5,547	1,408
火災損失	-	22,899
特別損失合計	5,547	24,308
税金等調整前四半期純利益	1,959,651	2,642,046
法人税等	644,257	824,887
四半期純利益	1,315,393	1,817,159
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	6,013	7,928
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,321,407	1,825,087

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)
四半期純利益	1,315,393	1,817,159
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	79,796	91,291
為替換算調整勘定	10,759	17,793
退職給付に係る調整額	7,692	1,580
その他の包括利益合計	82,863	71,917
四半期包括利益	1,232,530	1,745,241
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,241,465	1,747,856
非支配株主に係る四半期包括利益	8,934	2,614

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更を行っております。また、将来返品見込額の会計処理について、返品調整引当金を見積り売上総利益から控除する方法から、売上高並びに売上原価から控除する方法に変更を行っております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期連結累計期間において、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,343,534千円、売上原価は2,341,764千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「引当金」に含めて表示していた「返品調整引当金」については、当第1四半期連結会計期間より、返金負債は「流動負債」の「その他」に含めて表示し、返品資産は「流動資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これにより四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

債務保証

次の会社の武田薬品工業株からの買掛債務に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (令和3年5月31日)		当第1四半期連結会計期間 (令和3年8月31日)
(株)富士薬品	15,246千円	(株)富士薬品	15,939千円
佐藤薬品工業(株)	3,620	(株)廣貴堂	11,827
テイカ製薬(株)	1,707	(株)パナケイア製薬	9,108
第一薬品工業(株)	1,484	日医工(株)	7,884
		キョーリン製薬グループ工場(株)	2,673
		佐藤薬品工業(株)	1,065
合計	22,059	合計	48,497

(四半期連結損益計算書関係)  
 該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)
減価償却費	681,868千円	760,902千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年7月10日 取締役会	普通株式	342,368	26	令和2年5月31日	令和2年8月6日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当第1四半期連結累計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使に伴い、資本金800,264千円、資本剰余金800,264千円がそれぞれ増加しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間末において、資本金6,170,445千円及び資本剰余金6,056,636千円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年7月14日 取締役会	普通株式	315,411	23	令和3年5月31日	令和3年8月4日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)

当社の報告セグメントは、「医薬品事業」のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)

当社の報告セグメントは、「医薬品事業」のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社グループの主たる事業は医薬品事業であり、その他の事業を含め、グループ事業において収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はないため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年6月1日 至 令和2年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年6月1日 至 令和3年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	98円08銭	133円09銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,321,407	1,825,087
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	1,321,407	1,825,087
普通株式の期中平均株式数(千株)	13,472	13,713

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、令和3年9月13日開催の取締役会決議に基づき、令和3年9月29日に第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行しております。

本新株予約権の概要

(1)	割 当 日	令和3年9月29日
(2)	新 株 予 約 権 数	13,000個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり1,027円 (本新株予約権の払込総額13,351,000円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数:1,300,000株(本新株予約権1個当たり100株) 下限行使価額(下記(6)を参照。)においても、潜在株式数は1,300,000株であります。
(5)	資 金 調 達 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	4,754,851,000円(注)
(6)	行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 3,655円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は2,193円(本新株予約権の発行要項第13項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。) 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により、大和証券株式会社(以下「割当先」という。)に全ての本新株予約権を割り当てます。

( 8 )	譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）を締結しております。</p> <p>本新株予約権買取契約においては、下記の内容について合意しております。</p> <p><b>新株予約権の行使制限措置</b></p> <p>当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等（同規則に定める意味を有する。）の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当先に行わせません。</p> <p>また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意しております。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとしております。</p> <p><b>新株予約権の譲渡制限</b></p> <p>割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし、ただし、割当先は、当社の普通株式（本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。）を第三者に譲渡することは妨げられません。</p>
( 9 )	本新株予約権の行使期間	<p>令和3年9月30日から令和6年9月30日（ただし、本新株予約権の発行要項第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とします。</p>
( 10 )	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額	<p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
( 11 )	調達する資金の具体的な用途	<p>本社工場 第七原薬棟の新設・製造設備新設（1,502,000,000円）</p> <p>本社 新研究棟「総合研究センター」の新設（2,600,000,000円）</p> <p>本社工場 包装製造設備の増強（652,851,000円）</p>
( 12 )	その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2【その他】

令和3年7月14日開催の取締役会において、期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 315,411千円
- (ロ) 1株当たりの金額 23円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 令和3年8月4日

(注) 令和3年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年10月14日

ダイト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 印  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 実 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイト株式会社の令和3年6月1日から令和4年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和3年6月1日から令和3年8月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年6月1日から令和3年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイト株式会社及び連結子会社の令和3年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。  
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。